

# 道外のPCB廃棄物を 受け入れの方向で検討

北海道と室蘭市は、北海道内のみを対象としていた北海道PCB廃棄物処理事業を進めてきましたが、環境省からの拡大要請を受け、道外15県のPCB廃棄物を受け入れ処理する方向で検討を進めることにしました。



市民説明を行う新宮正志市長  
2月14日・胆振地方婦人会館

## 拡大要請の要旨

環境省は、20世紀の負の遺産であるPCB廃棄物を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき、平成28年までにPCB廃棄物をなくすための政策を推進していきます。

北海道内のPCB処理事業については、室蘭市が立地の推進に取り組

み、平成15年2月19日に、環境事業団が環境省から認可を受けていますが、

- ・ 東北、北関東・甲信越、北陸地域15県での広域的処理施設の立地を目標し、鋭意努力を重ねたが、立地のめどが立たない。
- ・ 事業が先行する東京都、豊田市、大阪市の処理施設での受け入れは、用地などの制約で困難。

- ・ 一刻も早く全国のPCB廃棄物処理を確実にすることが必要であり、

東北、北関東・甲信越、北陸地域の15県も北海道事業での処理を強く要望している。

これらのことから、ぜひ、室蘭の持つ「ものづくりのマチ」として培われた高度な技術力・人材、港、研究機能を広域処理に生かしてほしい。さらに、拡大後の広域処理事業の推進にあたって、環境保全や安全対策に万全を期す。

このような要旨で昨年11月14日、環境省から北海道と室蘭市に拡大要

【拡大要請後の経過】

- (平成15年) 11月14日 環境省が道外15県の受け入れを北海道と室蘭市に要請(拡大要請)
- 11月27日~ 各種団体説明会、市民説明会を開催
- 12月29日
- (平成16年) 1月15日 宮城県知事、新潟県知事、富山県知事が15県を代表して北海道知事へ受け入れを要請
- 1月22日 北海道PCB廃棄物処理事業の拡大要請に係る会議を開催(道主催)
- 1月31日 宮城県知事が室蘭市長に受け入れを要請
- 2月3日 北海道、室蘭市が拡大要請を受け入れる方向で検討することを発表
- 2月14日~ 市民説明会を開催
- 17日

請があつて以来、市では、市民の皆さんの意見の把握などに努めてきました。

PCBとは

●特徴と用途

燃えにくい油で電気を通しにくいなどの特性から、トランス(変圧器)、コンデンサー(蓄電器)などの電気製品の絶縁油などとして、昭和25年から47年ころまで使用されました。

PCBの特徴・用途

特 徴

燃えにくい油である  
電気を通しにくい  
安定していて、分解されにくい  
水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい

用 途

トランス・コンデンサー等電気製品用  
ノンカーボン紙用  
熱媒体用  
などとして使用されていた。

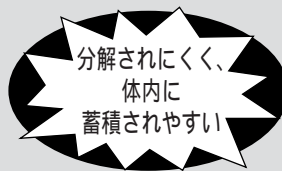
●毒性

急性毒性については、衣類の防虫剤程度ですが、体内に入った場合、長期にわたり蓄積し、一定濃度を超えると、体に吹き出物が出たり、月経異常等のホルモン異常など、慢性の毒性が表れます。  
昭和43年に発生したカネミ油症事

件では、ライソオイルの製造時に熱媒体として使用されていたPCBが製品に混入し、それを食べた人たちが被害を受けました。

PCBの毒性

慢性毒性の影響として  
体に吹き出物ができる  
手足のしびれや痛み  
月経異常などのホルモン異常など



PCB廃棄物の現状

〜長期化する保管〜

カネミ油症事件を契機として、昭和47年に生産・製造の中止、回収・保管の行政指導が行われました。以来、約30年間にわたり保管が続いています。長期間の保管により紛失、漏出、事故などによる環境汚染が心配されています。

また、保管事業者の9割が中小企業のため保管の負担が大きくなっています。

●早期処理の必要性

環境庁(現環境省)の試算では、保管を継続した場合のPCBの環境への放出量は、すべてを処理した場合と比較して3千400倍、140万倍になる

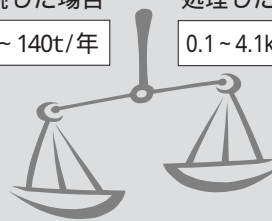
るとしています。

この試算は、平成4年に国が行った調査結果の不明・紛失量に基づく環境への放出量と、仮に10年間で処理を行った場合の環境への放出量を、

全国を基準に比較した推算です。

PCBの環境への放出量

保管を継続した場合	10年間で処理した場合
14~140t/年	0.1~4.1kg/年



環境庁「PCB混入機器等処理推進調査検討委員会」中間報告(平成9年10月)

【長期保管の問題点】

30年間にわたる保管 (保管事業者の9割は中小企業、保管などの負担も大)

- ・保管状況が悪いところもあり、機器が腐食するおそれがある
- ・建物の持ち主が変わり、知らずに解体したり、ごみに出す
- ・不法投棄も多い

PCBが環境中に出ていく危険性が高い

環境中や生体中からの検出

# なぜ室蘭なのか

15 県の状況

15 県の検討状況や、なぜ室蘭かという点について、環境省は、

- ・関係者の努力にもかかわらず、住民の理解が得られなかった。
- ・施設の立地に不可欠な技術の集積が15県内にはない。
- ・道内分を誘致するなど、室蘭市には環境へ貢献する意欲がある。

これらのことなどを理由として挙げています。

●宮城県知事が来蘭、受け入れを要請

1月31日、浅野史郎宮城県知事が来蘭。立地を断念した経緯や県内の検討状況について次のように述べました。要旨を紹介します。

「PCB処理施設の安全性は確立されており、環境産業として新たな産業の展開が図れるとの思いから県



PCB産廃物の受け入れを要請する浅野知事

内での誘致を表明したが、予定地が農村地帯であり、PCBのマイナスイメージから、詳しい説明を行う前に住民に拒絶されてしまった。

「受け入れを室蘭市に要請することについては、『申し訳ない』という思いと同時に、県内に誘致できなくて『残念』という思いだが、受け入れについてはよろしくお願いしたい。」  
市としては、これら15県の検討状況について、一定の理解をすともにも、要請を重く受け止めています。

## 事業の拡大に伴う安全性の確保について

●検討の方向性

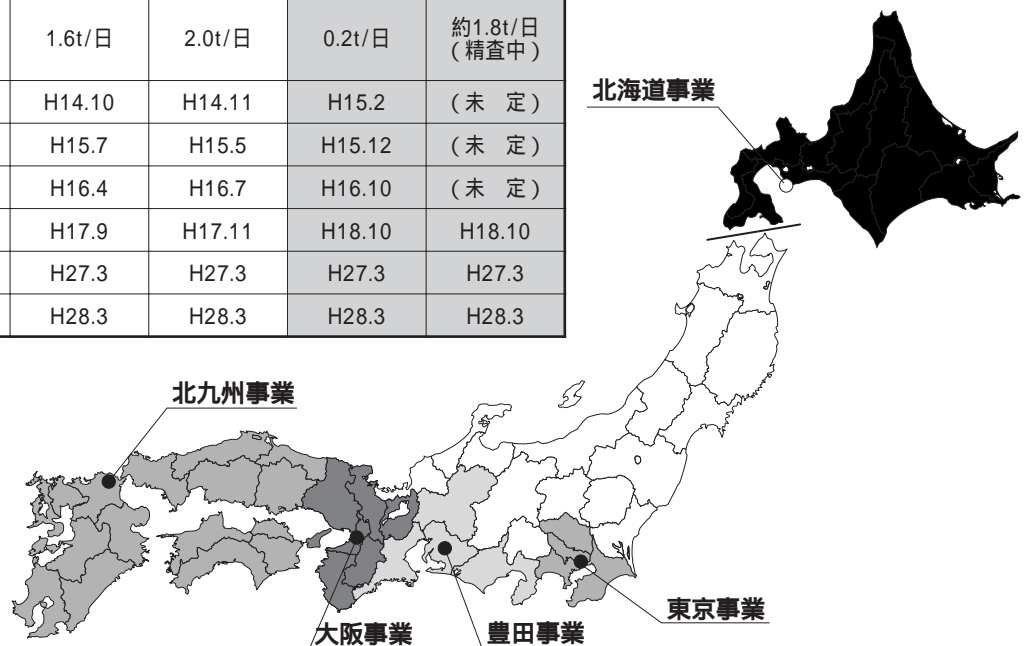
処理工程から出る排水が室蘭港や隣接河川に排出されないシステムなどの考え方を示した「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的な考え方」や「北海道PCB廃棄物処理計画」での安全策に加えて

- ・胆振管内に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを確認し、その上で道外分を含めた処理を実施する。
- ・処理量が増えることを踏まえ、環境負荷の低減に向けた排出目標値を設定する。
- ・国が策定する収集運搬ガイドライン等の遵守、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、密閉性の高い

[特集] PCB処理

## 【PCB廃棄物処理事業一覧】

事業名	北九州	大阪	豊田	東京	北海道(現行)	北海道(変更)
事業場所	北九州市若松区	このほな 大阪市此花区	愛知県豊田市	東京都江東区	室蘭市仲町	室蘭市仲町
対象地域	沖縄県・九州、中国・四国17県	近畿2府4県	東海4県	南関東1都3県	北海道	北海道、東北、北関東・甲信越、北陸1道15県
PCB処理量	約4,000t(精査中)	約4,000t	約3,800t	約4,500t	約500t	約4,000t(精査中)
PCB分解量	約2t/日(精査中) 0.5t/日(1期)	2.0t/日	1.6t/日	2.0t/日	0.2t/日	約1.8t/日(精査中)
事業許可	H13.10	H15.2	H14.10	H14.11	H15.2	(未定)
設計開始	H14.7(1期)	H16.1	H15.7	H15.5	H15.12	(未定)
建設開始	H15.4(1期)	H16.10	H16.4	H16.7	H16.10	(未定)
処理開始	H16.12(1期)	H18.4	H17.9	H17.11	H18.10	H18.10
処理完了	H27.3	H27.3	H27.3	H27.3	H27.3	H27.3
事業完了	H28.3	H28.3	H28.3	H28.3	H28.3	H28.3





運搬容器の使用、人工衛星を利用した位置確認システム（GPS）の導入などの対策を実施する。  
 ・国や15県が参画する広域的な協議会を設置し、15県の責任と役割を明確化する。  
 これらにより、処理時や輸送時の安全性は確保されるものと考えます。

## どう処理されるのか （PCB廃棄物の処理方式）

現在、北海道事業で検討されている処理方式は、国が認めている処理方法のうち、焼却処理以外の化学処理法（脱塩素化分解法 水熱酸化分解法 還元熱化学分解法 光分解法）です。

これらの化学処理方法は、国のPCB混入機器等処理推進調査検討委員会、有害廃棄物の処理に関する調査委員会及びPCB廃棄物適正処理技術調査検討委員会、難分解性有機

### 化学処理法の種類

- 脱塩素化分解法  
PCB廃棄物の分子を構成している塩素とアルカリ剤などを反応させてPCBの塩素を水素等に置き換える方法
- 水熱酸化分解法  
超臨界水（温度と圧力を調整して反応性を高めた水で、液体でも気体でもない状態）や超臨界状態に近い水によってPCBを塩、水、二酸化炭素に分解する方法
- 還元熱化学分解法  
還元雰囲気（無酸素状態）条件下での熱化学反応によってPCBを塩、燃料ガスに分解する方法
- 光分解法  
紫外線でPCBを構成している塩素を取り外して分解する方法

## 今後の対応

化合物処理技術検討評価委員会において、実証試験などに基づき、専門家による厳正な技術評価を受け基準化されたものです。  
 先行する他事業で採用される処理方式は、北九州事業・豊田事業・大阪事業は脱塩素化分解法、東京事業は水熱酸化分解法です。

現在検討している安全対策の実施により、安全性の確保のめどが立ったこと

・PCB廃棄物の早期の無害化処理が極めて重要な課題であり、処理事業の拡大が北海道内のPCB廃棄物の早期処理に加え、日本全体の環境保全に貢献できること  
 ・国の支援等により、「ものづくりのまち」として室蘭市が進めている環境産業拠点形成に向けた取り組み

### 主な賛成意見

環境汚染防止のため、早期の処理を希望  
 環境産業都市としての環境貢献に関するもの  
 雇用、経済効果による地域振興への期待  
 処理工程での排水を排出しない事業への評価 など

## PCB処理事業 拡大要請についての 市民の声

立地を断念した理由が不明確など、15県の対応に関すること  
 なぜ室蘭かといった疑問  
 輸送時の事故など、収集運搬時の安全性に対する不安  
 大規模施設での実績がないなど、処理の際の安全性に対する不安など

### 主な反対意見

議会での議論も踏まえて、3月末に最終的な結論を出す考えです。

みや港湾振興など懸案事項に対する好影響が期待されること  
 ・北海道との関係においても、このことを契機として連携の強化が図られ、室蘭市に関係する諸課題についての協力や進展が期待されること  
 これらを踏まえ、北海道と協議を行った結果、道内分については、理解を得ていることから、胆振管内などのPCB廃棄物を優先的に処理し、安全性を確かめた上で、道外分を含めた処理を行う考え方をもとに、拡大要請を受け入れる方向で検討を進めることにしました。

今後は北海道と連携して、安全性を確保するための具体的な措置などについて検討を進めることにしています。市民の皆さんには、これまでの検討経過や今後の対応について説明し、意見をいただくとともに、市

### ご意見をお寄せください

室蘭市では道外のPCB廃棄物を受け入れる方針を示しましたが、このことに対する皆さんのご意見をお待ちしています。

**送付方法** 3月15日までに、Eメール、ファクス、郵便などで

**《送付先・詳細》** 室蘭市企画課環境産業推進担当  
 〒051-8511 幸町1 - 2 ☎252704、ファクス247601、  
 Eメール kikaku-ei@city.muroran.hokkaido.jp